

佐波駐在所だより

令和8年4月1日から自転車の交通違反に青切符を導入

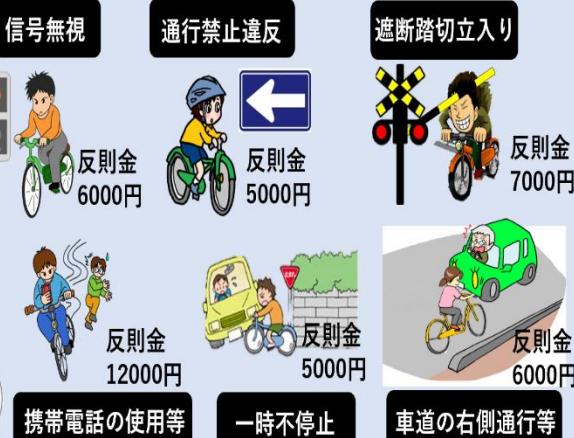
自転車等に対する交通反則通告制度（青切符）の適用

対象となる違反行為は
113種類

反則通告制度の対象は
16歳以上

通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取締りの対象になります。

対象となる違反行為の一例



※ 比較的軽微な交通違反で青切符の交付を受けた違反者が反則金を納付することで刑事罰を科されない制度

令和8年
1月号

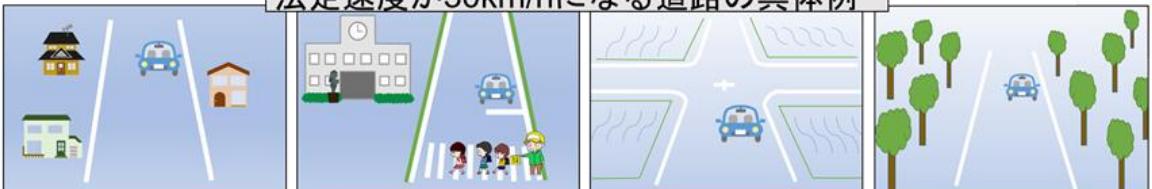
岐阜羽島警察署
058-387-0110
佐波駐在所
058-279-0922

令和8年9月1日から

生活道路における自動車の法定速度が
60km/h → **30** km/hに引き下げられます!!



法定速度が30km/hになる道路の具体例



令和8年9月1日以降も法定速度が60km/hの道路

- ・道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ・構造、柵その他の工作物により往復の方向別に分離されている一般道路
- ・高速自動車国道のうち、本線並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ・自動車専用道路

※ 道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



~公式HP~



岐阜県警察防犯アプリ

検索



岐阜羽島警察署

検索